

広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和七年七月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十二号

広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

広島県港湾施設管理条例（昭和二十八年広島県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第二条 (略) 2・3 (略) 4 この条例において「ビジター船舶」とは、海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第一条第三項に規定する内航一般不定期航路事業に供する船舶又は広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十年広島県条例第一号）第二条第一号に規定するプレジャーボート（以下「プレジャーボート」という。）をいう。	(定義) 第一条 (略) 2・3 (略) 4 この条例において「ビジター船舶」とは、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二十条第二項に規定する不定期航路事業（海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第一条第三項に規定する外航一般不定期航路事業を除く。）に供する船舶又は広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十年広島県条例第一号）第二条第一号に規定するプレジャーボート（以下「プレジャーボート」という。）をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、この条例による改正後の広島県港湾施設管理条例第二条第四項の規定中「海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第一条第三項に規定する内航一般不定期航路事業」とあるのは、「海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第一条第三項に規定する内航一般不定期航路事業及び海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第六条第五項の規定により引き続き人の運送をする不定期航路事業を営むことができる者がその営むことができる間に行う不定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間におけるものを除く。）」と読み替えるものとする。